

## 未利用口座管理手数料徴収要領

### 1. 目的

J Aにおいて保有する口座の一部については、長期間利用されていない口座が多数存在しており、振込詐欺やマネロン等の犯罪行為に使用されるリスクを抱えている状況にある。このような状況のリスク回避、ならびに適切な管理手数料の確保の為、未利用口座管理手数料を導入する。

### 2. 適用対象

令和3年10月1日以降に開設した普通貯金口座（一般、総合、営農、子供）、貯蓄貯金口座

### 3. 未利用口座となる口座

最後のお取引から2年以上、一度もお取引がない口座が対象となります。※お取引には、お預入れ(当該口座のお利息入金を除きます)、払い戻し(本件手数料の引落としを除きます)、記帳等が含まれます。

### 4. 残高手数料水準

- (1) 対象貯金残高 10,000円未満
- (2) 徴収手数料 1,320円(税込)

※ 残高が手数料金額以下となった場合はすべての残高を徴収し、自動解約とする

### 5. 徴収方法

- (1) 手数料徴収対象口座に対して、徴収日の3か月前までにDMを送付する。手数料徴収時点で対象外口座であれば、手数料徴収、解約は実施しない。
- (2) 毎年10月(初回：令和6年10月予定)  
※初年度のみ3年後に徴収

## 6. 対象外口座

### (1) 事故注意情報及び取引禁止情報登録あり

- ・相続手続き中・倒産・破産・失踪・延滞発生・成年後見人等
- ・仮差押・差押・入出金禁止・出金禁止・貯金取引禁止・教育資金口振なし・教育資金口振(あり・なし)結婚子育て口振あり

### (2) その他組合が認めるもの

※DM 発送・手数料徴収・口座自動解約を不可とする。